

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 2 3 日

各都道府県税制担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市税制担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治税務局 企 画 課
都道府県税課
市町村税課
固定資産税課

令和 2 年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての
留意事項等について

政府は、「令和 2 年度税制改正の大綱」について令和元年 12 月 20 日に閣議決定したところです。また、これに先立ち、「令和 2 年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党決定）が令和元年 12 月 12 日にとりまとめられたところです。

現在、「令和 2 年度税制改正の大綱」に沿って、地方税制に関する所要の法令案の作成を急いでいるところですが、さしあたり現段階における令和 2 年度地方税制改正の留意事項等について、別紙のとおりお知らせするとともに、今後の地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についても併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

(別紙)

第一 令和2年度地方税制改正

令和2年度の地方税制改正においては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、税制上の措置を講ずることとしている。また、個人住民税における未婚のひとり親に対する所得控除の適用及び寡婦（寡夫）控除の見直し並びに電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直しなどの税制上の措置を講ずることとしている。

1 令和2年度税制改正の主な改正予定事項及び関連する留意事項

(1) 固定資産税等

① 所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

所有者不明土地等に係る固定資産税については、登記記録上の所有者が死亡している場合に「現に所有している者」（通常は相続人）の調査・特定に多大な時間と労力を要していることや、固定資産を使用収益している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない等の理由により、課税庁が調査を尽くしてもなお所有者が一人も明らかとならない場合には、固定資産税を課することができないことといった課題が生じている。

こうした課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講ずることとしていること。

ア 現に所有している者の申告の制度化

(ア) 市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、当該土地又は家屋を所有している者（以下「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該現所有者の氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとしていること。

(イ) 上記の申告について、固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を設けることとしていること。

(ウ) 上記の改正は、令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現所有者であることを知った者について適用することとしていること。

イ 使用者を所有者とみなす制度の拡大

(ア) 市町村は、一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとしていること。

(イ) (ア)により使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録しようとする場合には、その旨を当該使用者に通知するものとしていること。

(ウ) (ア)の「一定の調査」とは、住民基本台帳及び戸籍簿等の調査並びに

- 使用者と思料される者その他の関係者への質問その他の所有者の特定のために必要な調査とし、その旨、政令において定める予定であること。
- (エ) 上記の改正は、令和3年度分以後の固定資産税について適用することとしていること。
- (オ) (ア)の「使用者」の範囲等についての考え方や典型的な例等については、別途、通知により示す予定であること。
- ② 固定資産税等の特例措置のうち創設等の主なものは次のとおりであり、このほか令和元年度末で適用期限を迎えるものについて延長等の所要の措置を講ずることとしていること。
- ア ローカル5G無線局に係る免許を受けた者が、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(仮称)」の規定により認定を受けた特定高度情報通信技術活用システム導入計画(仮称)に基づき新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。
- (注1) 上記の「免許」は地域課題の解決に資すると市町村長が同意の上で総務大臣が認めたものに限る。
- (注2) 上記の「一定の償却資産」は同法の規定により主務大臣の確認を受けたもの等で、取得価額の合計額が3億円以下のものに限る。
- イ 農業協同組合等が、市町村が公表した人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置付けられた認定就農者の利用に供するために取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。
- ウ 「都市再生特別措置法」(平成14年法律第22号)の改正を前提に、一体型滞在快適性等向上事業(仮称)により整備した滞在快適性等向上施設(仮称)の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。
- エ 「水防法」(昭和24年法律第193号)に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。
- オ 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長することとしていること。

(2) 個人住民税

- ① 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し等
- 全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の措置を講ずることとしていること。
- ア 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し
- (ア) 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金

額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用すること。

(イ) (ア)以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(前年の合計所得金額500万円以下(年収678万円))を設定すること。

イ 個人住民税の人的非課税措置の見直し

上記アに伴い、現行(令和元年度改正後)の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とすること。

(注) 人的非課税措置の対象は前年の合計所得金額135万円以下の者

ウ 上記ア(ア)の控除の対象となる未婚のひとり親である所得割の納税義務者に係る調整控除について、現行の寡婦控除の特別加算の対象となっている寡婦である所得割の納税義務者又は寡夫である所得割の納税義務者に準じて、それぞれ所要の措置を講ずること。

エ 住民票における世帯主との続柄の確認

ひとり親及び寡婦は、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(ア) その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。

(イ) その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。

(注) 市町村においては、前年12月31日時点における住民票の続柄の確認を行うとともに、その結果、申告者のひとり親控除又は寡婦控除の適用を対象外とした場合、それに関する情報を国税庁(税務署)にも共有すること。

オ 上記の改正は、令和3年度分以後の個人住民税から適用することとしていること。

② 日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用の見直し

日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用について、次の措置を講ずることとしていること。

ア 非居住者である親族に係る扶養控除の対象となる親族から、年齢30歳以上70歳未満の者であって次のいずれにも該当しない者を除外すること。

(ア) 留学により非居住者となった者

(イ) 障害者

(ウ) その所得割の納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

イ 年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって上記ア(ア)又は(ウ)に

該当する者に係る扶養控除の適用を受けようとする所得割の納税義務者は、所得税において上記ア（ア）又は（ウ）に該当する者であることを明らかにする書類の提出等が義務付けられることとあわせて、個人住民税の申告の際に、上記ア（ア）又は（ウ）に該当する者であることを明らかにする書類を添付し、又は提示しなければならないこととする。

（注）上記ア（ア）に該当する者であることを明らかにする書類は外国政府又は外国の地方団体が発行した留学の在留資格に相当する資格をもって在留する者であることを証する書類とし、上記ア（ウ）に該当する者であることを明らかにする書類は現行の送金関係書類でその送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類とすること。

ウ 上記の改正は、令和6年度分以後の個人住民税から適用することとしていること。

(3) 森林環境税・森林環境譲与税

① 森林環境譲与税の見直し

災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することとしていること。

ア 令和2年度から令和6年度までの各年度における森林環境譲与税については、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額は次のとおりとすること。

年度	譲与額
令和2年度及び令和3年度	400億円
令和4年度及び令和5年度	500億円
令和6年度	森林環境税の収入額に相当する額に300億円を加算した額

イ 森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとすること。

年度	市町村	都道府県
令和2年度及び令和3年度	20分の17	20分の3
令和4年度及び令和5年度	25分の22	25分の3
令和6年度以降	10分の9	10分の1

ウ 令和元年度の森林環境譲与税の譲与に充てた借入金の償還金及び利子の支払に要する費用について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとする。

② その他

ア 森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備

金を活用し、譲与額を前倒しで増額することとする趣旨を十分踏まえ、「森林環境譲与税を活用した森林整備等の推進について（周知）」（令和元年12月20日付け自治税務局市町村税課・林野庁森林整備部森林利用課事務連絡）及び「森林環境譲与税の取組事例集（令和元年度）」も参照し、都道府県、市町村、森林組合及び林業事業体等が連携の上、事業内容を検討し、森林整備の促進、人材の育成や担い手の確保及び木材利用の活用等に積極的に取り組んでいただきたいこと。

イ 都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、国民皆で森林を支える森林環境税及び森林環境譲与税の意義を十分に理解し、森林環境譲与税を活用した効果的な森林整備等の事業を行うとともに、その用途の公表において十分な説明責任を果たしていただきたいこと。

(4) 法人住民税・法人事業税

① 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

ア 電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとし、標準税率を次のとおりとすることとしていること。

(ア) 資本金1億円超の普通法人

収入割 0.75%

付加価値割 0.37%

資本割 0.15%

(イ) 資本金1億円以下の普通法人等

収入割 0.75%

所得割 1.85%

イ 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算額により法人事業税を課される法人の特別法人事業税の額は、基準法人収入割額に40%の税率を乗じて得た金額とすることとしていること。

(注1) 上記の改正は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとしていること。

(注2) 今後、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日付け総務都第16号総務大臣通知）について、収入金額によって課税されている他の同種の事業者との公平性が確保されるよう趣旨を明確化する観点から、見直しを予定していること。

② 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充等

ア 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税法人税割額及び法人事業税額の特別控除制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を5年延長することとしていること。

（ア）税額控除率を、法人道府県民税法人税割については5.7%（現行：2.9%）、法人市町村民税法人税割については34.3%（現行：7.1%）、法人事業税については20%（現行：10%）にそれぞれ引き上げることとしていること。

（イ）地域再生計画に記載されるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、対象事業に一定の補助金等による事業を加えた上、関係法令の改正を前提に、個別事業を認定する方式から包括的に事業を認定する方式に転換する認定手続の簡素化を行うこととしていること。

（ウ）認定地方公共団体の受領する寄附金がその寄附金に関連するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業費を上回った場合の適正化措置が講じられることを前提に、認定地方公共団体がその事業を行う前にその認定地方公共団体に対して支出する寄附金を対象寄附金とすることとしていること。

イ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、地域産業を支える人材の育成をはじめ様々なプロジェクトに取り組む地方団体と、寄附を行う企業のパートナーシップを通じ、地方創生の実現を図ろうとするものであり、上記アの拡充等を踏まえ、さらに積極的な取組を進めていただきたいこと。

③ 国税における連結納税制度の見直しに伴う対応

地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、所要の措置を講ずることとしていること。具体的には、法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することとされているが、法人住民税法人税割及び法人事業税所得割については、引き続き、企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の措置を講ずることとしていること。

④ 今般、法人税においてオープンイノベーションを促進するための税制措置の創設、賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し、5G導入促進税制の創設が行われること等を踏まえ、法人住民税及び法人事業税において国税に準ずる措置を講ずることとしていること。

(5) 地方のたばこ税

① 軽量な葉巻たばこの課税方式について、次のとおり見直しを行うこととしていること。

ア 軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満の葉巻たばこをいう。）の課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とす

ることとしていること。

イ 上記の改正は、令和2年10月1日から実施するが、激変緩和等の観点から、同日から令和3年10月1日までに2段階で実施することとしていること。なお、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間について、上記の改正の対象を1本当たりの重量が0.7g未満の葉巻たばこに限ることとし、その場合の換算方法を葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する方法とすることとしていること。

② 輸出免税等の適用に当たって必要となる課税免除事由に該当することを証するに足りる書類の都道府県知事及び市町村長への提出について、当該書類の提出を不要とする等、輸出免税制度等に係る手続の簡素化を図ることとしていること。

③ たばこ税の見直しに関連し、令和2年度与党税制改正大綱において「望まない受動喫煙対策や今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。」とされたところであること。

については、改正健康増進法も踏まえ、望まない受動喫煙を防止するためには、公共施設における分煙環境の整備や、駅前・商店街などの場所における屋外分煙施設の設置等が考えられるところであり、また、こうした取組は今後の地方のたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれることから、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたいこと。

なお、一定の屋外分煙施設の整備に係る費用については、所要の地方財政措置を講じているところであること。

(6) ゴルフ場利用税

① 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が、その公式練習のためにゴルフを行う場合（都道府県知事又は都道府県の教育委員会がその旨を証明する場合に限る。）のゴルフ場の利用について、ゴルフ場利用税の非課税措置を講ずることとしていること。

② 東京オリンピック競技大会を含む国際競技大会（閣議決定・了解されたものに限る。）に参加する選手が、当該国際競技大会のゴルフ競技として、又はその公式練習のためにゴルフを行う場合（当該国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者がその旨を証明する場合に限る。）のゴルフ場の利用について、当分の間、ゴルフ場利用税の非課税措置を講ずることとしていること。

(7) 地方消費税

① 地方消費税に係る徴収取扱費率について、以下のとおり見直しを行い、令和2年度から適用することとしていること。

ア 譲渡割に係る徴収取扱費

徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（社会保障財源化分を除く。）×0.55%

イ 貨物割に係る徴収取扱費

徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（社会保障財源化分を除く。）×0.65%

- ② 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設に伴い、地方消費税について所要の措置を講ずることとしていること。

なお、上記の改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用するものであること。

(8) 軽油引取税

- ① 電気供給業を営む者が汽力発電装置の助燃の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置は、令和2年3月31日をもって廃止することとしていること。

なお、軽油引取税の課税の適正化に資するため、次の事項にご留意いただきたいこと。

ア 令和2年4月1日以降は上記特例の適用を受ける者に対して交付されている免税証を特別徴収義務者等に提出しても免税軽油の引取りはできない旨、免税軽油使用者及び特別徴収義務者等に周知していただきたいこと。

イ 今後交付する免税証の有効期間については、令和2年3月31日までとすること。

ウ 令和2年4月1日以降は、既に交付されている免税軽油使用者証及び免税証について返納を求めるなど、その管理を適正に行っていただきたいこと。

- ② 船舶の動力源に供する軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、わが国とわが国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束に基づき、当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため行う当該軽油の譲渡に係る軽油引取税の課税免除の特例措置について、日・インド物品役務相互提供協定（仮称）の締結を前提に、同協定に基づきインド軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合を対象に加えることとしていること。

(9) 納税環境整備

- ① 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

地方団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目に個人住民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を追加し、特別徴収義務者がeLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じて電子で申告及び納入を行うことができるよう、所要の措置を講ずることとしていること。

この改正は、令和3年10月1日以後に特別徴収義務者が行う個人住民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の申告及び納入について適用することと

していること。

② 還付加算金等の割合の引下げ

ア 還付加算金の割合は、各年の還付加算金特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その年中においては、その還付加算金特例基準割合とすることとしていること。

(注) 上記の「還付加算金特例基準割合」とは、平均貸付割合(財務大臣が告示)に年0.5%(現行:年1%)の割合を加算した割合をいう。

イ 納税の猶予等の適用を受けた場合(延滞金の全額が免除される場合を除く。)の延滞金の割合は、納税の猶予等をした期間の猶予特例基準割合が年7.3%未満の場合には、その期間においては、その猶予特例基準割合とすることとしていること。

(注) 上記の「猶予特例基準割合」とは、平均貸付割合に年0.5%(現行:年1%)の割合を加算した割合をいう。

ウ 法人住民税及び法人事業税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年0.5%(現行:年1%)の割合を加算した割合が年7.3%未満の場合には、その年中においては、当該加算した割合とすることとしていること。

エ イ及びウ以外の延滞金の割合については、従前どおりの割合とすることとしていること。

オ 今回の改正の対象となる還付加算金及び延滞金の割合について、0%となることのないよう、各割合が年0.1%未満であるときは0.1%とすることとしていること。

カ 上記の改正は、令和3年1月1日以後の期間に対応する還付加算金及び延滞金について適用することとしていること。

③ 期限到来間際にされた申告に係る加算金の決定期限の整備

決定をすることができないこととなる日前3月以内にされた申告書の提出(調査による更正決定を予知してされたものを除く。)に係る不申告加算金の決定について、その提出がされた日から3月を経過する日まで、行うことができることとするとともに、この決定により納付すべき不申告加算金の消滅時効について所要の整備を行うこととしていること。

④ 不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置の創設

国税において、公売財産(不動産に限る。)の入札等(入札又は競り売りに係る買受けの申込みをいう。以下同じ。)をしようとする者は、暴力団員等でない旨を陳述しなければ、入札等をすることができないこととする等の不動産公売等における暴力団員等の買受け防止措置を創設することとされている。これに伴い、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされている地方税についても、同様の見直しが行われることとなること。

なお、上記の改正は、令和3年1月1日以後に行う公告に係る公売等について適用することとされていること。

⑤ 情報照会手続の整備

徴税吏員が事業者等に、地方税に関する調査（犯則事件の調査を除く。）に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることを法令上明確化することとしていること。

(10) 航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税については、航空機燃料税の税率を引き下げる措置及び航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる措置の適用期限を2年延長することとしていること。

2 今後の検討事項等

令和2年度与党税制改正大綱においては、地方税制と関連する来年度以降の税制改正における主な検討事項等について、次のとおり記載されているので、ご留意いただきたい。

(1) 固定資産税（償却資産）の電子申告率の向上に向けた環境整備

固定資産税（償却資産）の電子申告については、納税者・地方公共団体双方の事務の簡素化・効率化の一層の促進に向け、e L T A Xの利便性や機能の改善等を進め、電子申告率の向上に資するよう環境整備を図る。

(2) 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化については、地方公共団体及び特別徴収義務者の理解を得ることに留意しつつ、個人情報 の適正な取扱いを確保した上で、個々の納税義務者に電子的に送付することができる体制を有する特別徴収義務者に対してe L T A Xを経由し送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

(3) 法人事業税の収入金額課税

ガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、小売全面自由化され2022年に導管部門が法的分離するガス供給業における他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。

3 改正増減収、令和2年度の地方税収入見込額等

- (1) 令和2年度の税制改正に伴う令和2年度の地方税の影響額として82億円の増収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを84億円の増収、国の税制改正の影響に伴うものを2億円の減収と見込んでいる。

なお、この他に、国の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の影響額として1億円の減収を見込んでいる。

- (2) 令和2年度の地方税収入見込額（通常収支分と東日本大震災分の合算額）については、税制改正後において、前年度当初見込額に比し7,744億円、1.9%増の41兆122億円（道府県税にあつては4.0%の増、市町村税にあつては0.2%の増）になるものと見込まれる。主要税目では、道府県民税のうち所得割1.7%の増、法人税割38.2%の減、法人事業税0.1%の増、地方消費税19.7%の増、市町村民税のうち所得割1.9%の増、法人税割23.1%の減、固定資産税（交付金を除く。）2.2%の増となる見込みである。この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要がある。

なお、道府県民税及び市町村民税のうち法人税割については、平成28年度税制改正において、法人税割の税率を引き下げるとともに、その税込額を地方交付税原資とすることとしたが、この改正による税込額への影響が生じている。

また、地方消費税収については、令和元年10月1日以降は、引上げ後の地方消費税率が適用されることとなるが、地方消費税が国を通じ都道府県に払い込まれるまでには一定期間を要することから、税率引上げによって生じる増収分の見込みに当たっては、この点にご留意いただきたい。加えて、令和2年度及び令和3年度の地方消費税収の見積りに当たっては、「令和2年度及び令和3年度における地方消費税収の見積りに関する留意事項について」（令和元年12月23日付け自治税務局都道府県税課事務連絡）を踏まえ、適切に対応されたい。

- (3) 地方譲与税の収入見込額は、2兆6,086億円（前年度比1,037億円、3.8%減）である。その内訳は、地方揮発油譲与税2,389億円（同83億円、3.4%減）、石油ガス譲与税63億円（同9億円、12.5%減）、航空機燃料譲与税154億円（同5億円、3.4%増）、自動車重量譲与税2,845億円（同103億円、3.8%増）、特別とん譲与税126億円（同11億円、8.0%減）及び森林環境譲与税400億円（同200億円、100.0%増）となっており、また、特別法人事業譲与税2兆109億円を新たに計上している。

特別法人事業譲与税は、特別法人事業税の収入額に加え、令和2年2月以後に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を特別法人事業税の収入額とみなして譲与される。地方法人特別税は特別法人事業税より国税化の割合が高いため、令和2年度の特別法人事業譲与税は平年度より譲与額が大きくなることにご留意いただきたい。

第二 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 地方税の手続については、情報通信技術の進展を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減及び公平かつ適正な課税の実現を図る観点から、以下のように、セキュリティを確保しつつ、簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることが重要であること。

- ① 地方税共同機構が管理するeLTAXについては、多くの納税企業等の端末や地方団体のシステムと接続されることから、障害等の防止に万全を期す必要があり、各地方団体においても自らの基幹税務システム等の情報セキュリティ対策に遺漏がないようにするとともに、正確かつ安全なデータを送受信する必要があることに留意すること。

また、情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について、「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」（令和元年12月6日付け自治税務局電子化推進室事務連絡）に基づき、地方団体が保有する納税者に関する情報は特に慎重に保護することを要する重要な秘密情報であることに留意しつつ、適正な税務執行に努めていただきたいこと。

- ② 地方法人二税の電子申告について、大法人は令和2年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されること、及び、中小法人は義務化されていないものの、電子申告利用率を向上させることが求められているところであり、eLTAXの機能の一つとして⑤のとおり地方税共通納税システムが稼働していることから、各地方団体においては、国税庁と連携しつつ、電子申告の更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただきたいこと。
なお、法人税が課されず、法人住民税について均等割のみを課されている大法人においても同様に電子申告が義務化されることから、遺漏なく対応いただきたいこと。
- ③ 地方団体及び事業年度開始の日における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える地方独立行政法人等が行う消費税及び地方消費税の電子申告について、令和2年4月1日以後に開始する課税期間からeTaxによる電子申告が義務化されることから、庁内関係部局等と連携し、申告を行う事業者の立場として必要な対応について遺漏なく実施いただきたいこと。
- ④ 固定資産税（償却資産）の電子申告については、他税目に比して、その利用率が低い状況にあることから、電子申告利用率の向上に資するよう、eLTAXの利便性の向上やエラーチェック機能の強化などの環境整備を進めているところであり、各地方団体においては、電子申告を活用して業務の効率化を進めるとともに、eLTAXの更なる活用に向けて、法人、個人事業主及

び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただきたいこと。

- ⑤ 「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）において、キャッシュレス社会の実現を目指すこととされているが、令和元年10月から稼働した地方税共通納税システムは、地方法人二税等の対象税目について、一度の手続で複数の地方団体に対し電子納税を行うことが可能となるものであり、法人の利便性が大幅に向上するものであること、また、地方団体の税務事務においても、領収済通知書のパンチ入力作業の減少等が期待される等、その効率化に資するものであることから、多くの法人に地方税共通納税システムを利用していただくよう、法人及び税理士会等への周知等の積極的な利活用の促進に取り組んでいただきたいこと。

また、多様な納税方法を用意することによる納税者の利便性向上がますます重要になってきていることを踏まえ、口座振替、コンビニエンスストア、マルチペイメントネットワーク、クレジットカード等を利用した収納の活用など納税者が税を納付しやすい環境について、各地域の実情等に応じてその整備を図る必要があること。

- ⑥ 「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）において、自治体クラウドの導入を一層進めることとされており、コストの削減やセキュリティレベルの向上、災害時における業務継続性の確保といった多くのメリットがあることを踏まえ、既に導入している地方団体の事例も参考としつつ、税務システムのクラウド化や共同化の推進について、積極的に取り組んでいただきたいこと。

地方団体の情報システムの標準化については、これまで各地方団体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各地方団体が個別に対応しており、人的・財政的負担が生じていることから、総務省においては、順次、情報システムの標準仕様書の作成に取り組んでおり、令和2年度からは基幹税務システム（対象税目は法人住民税、個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び収滞納管理）の標準仕様書の作成を進めることとしている。各地方団体においては、この取組にご協力いただくとともに、税務システムのクラウド化や共同化に取り組んでいただきたいこと。

- ⑦ 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」通知については、経済団体等より事務負担の軽減のために全市区町村が対応するよう要望があるとともに、事務の効率化や個人情報保護の観点等を踏まえ、積極的かつ早急に取り組んでいただきたいこと。
- ⑧ 地方団体及び国税当局間においては、所得税申告書等や報酬、配当等の法定調書、所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報について、eLTAXを通じて国税当局から地方団体に送信されており、これらの課税資料を活用することで、課税の適正化に資することから、積極的な活用に取り組んでいただきたいこと。

⑨ 市区町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から重要な取組であることから、書面により提供を行っている市区町村は、e L T A Xを利用した扶養是正情報等のデータ送信を早急に開始するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。

⑩ 市区町村の申告書等作成システム等で作成された所得税申告書等を、専用回線を活用してe-Taxに直接送信できる施策については、e-Taxの利用促進が図られ、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化のみならず、納税義務者の利便性向上につながるものであるため、積極的に参加していただきたいこと。

⑪ 国税・地方税間の開廃業・異動届出等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化を令和2年3月、財務諸表の電子的提出の一元化を令和2年4月に実施予定としているところ。

これを踏まえ、地方税共同機構においてe L T A Xシステム上の対応を行う予定としていることから、各地方団体においては、当該一元化の実施に向けて、法人（及びその設立予定者）、税理士会（各支部を含む。）等への周知等に取り組んでいただきたいこと。

⑫ 地方団体における手続上の書式・様式に関し、特に、経済活動に影響するものであって、一事業者が複数地方団体との間で申請等の手続を行うもの等については、事業者の負担を踏まえた改善方策が検討され、「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）（以下「平成30年実施計画」という。）において、事業者の負担を軽減するための方策が示されていること。

特に、財産調査で用いる金融機関照会様式及び給与等照会様式については、全国地方税務協議会（現：地方税共同機構）において統一様式が取りまとめられており、当該統一様式の使用について、積極的かつ早急に取り組んでいただきたいこと。

この他、平成30年度実施計画に盛り込まれた事項については、e L T A Xを活用することにより全国統一フォーマットの下で電子的に一度の操作で申請等の対応が可能となり、地方税に関する手続における事業者の負担軽減につながるため、引き続き、その活用の促進に取り組んでいただきたいこと。

(2) 地方税分野におけるマイナンバー・法人番号の利用については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）（以下「ガイドライン」という。）及び「地方税事務における個人番号の適切な取扱いについて（通知）」（平成29年2月16日付け総税市第12号総務省自治税務局長通知）のとおり、地方団体が作成する通知等に本人の正しいマイナンバーが記載されているかを確認するなど、マイナンバーの適切な取扱いに万全を期すとともに、基幹税務システムをはじめ特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムにおけるセキュリティ

対策を、地方税情報を取り扱う関係部署を含め徹底していただきたいこと。

また、一部の地方団体からマイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託された事業者が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に違反して、当該業務を無断で再委託していた事案が発生したことを踏まえ、マイナンバーを含む課税情報のデータ入力業務を委託する場合には、ガイドラインの内容に留意し、

- ① 委託先において、作業場所や人員等に関して、地方団体が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているか、あらかじめ確認する
- ② 委託契約の締結にあたっては、許諾なき再委託の禁止や委託先に対する実地調査を行うことができる規定等を盛り込む
- ③ 委託先における特定個人情報の取扱状況を把握するため、定期的な実地調査や作業状況の報告聴取等を実施する

など、委託先に対する必要かつ適切な監督を徹底していただきたいこと。

情報提供ネットワークシステムを介した情報連携の本格運用が開始されていることから、各税目の申請等の手続において添付書類の省略が可能なものについては、省略するよう適切に対応いただきたいこと。

- (3) 所有者不明土地に係る固定資産税の課税上の課題については、上記第一1(1)
 - ① アに記載のとおり、現に所有している者の申告の制度化について措置を講じることとしたが、固定資産税の適正な課税のためには、まずは、納税義務者の死亡の事実を適時に把握することが重要である。そのためには、今回新たに設ける申告制度を活用することに加え、住民基本台帳との連携を図ることが有効であり、特に把握が困難である住所地が課税団体と異なる納税義務者についても、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて照会を行うことにより、死亡情報を含む最新の本人確認情報を把握することが可能であることから、適切に活用されたいこと。なお、照会にあたっては、マイナンバーが必要となることから、固定資産課税台帳へのマイナンバーの付番を進められたいこと。
- (4) 「地方税法」（昭和25年法律第226号）第382条に基づく登記所から市町村長への通知（以下「登記済通知」という。）及び登記済通知と併せて提供されている地図及び図面情報並びに同法第422条の3に基づく市町村長から登記所への通知については、令和2年1月から、電子データのオンラインによる受渡しが可能となっていることから、今後、市町村と管轄登記所との間で協議を行い、可能な限りオンラインによる受渡しを行うよう努めていただきたいこと。受渡しにあたっては、以下の点にご留意いただきたいこと。
 - ① 受渡し方法やデータ形式等の詳細及び留意事項については、「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化等について」（平成31年4月26日付け総税固第31号総務省自治税務局固定資産税課長通知）及び「市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知に係るオ

ンライン化等に関する留意事項について」（令和元年12月27日付け総税固第48号総務省自治税務局固定資産税課長通知）により別途通知していること。

- ② 市町村がオンライン等により登記所から提供を受けた登記済通知のデータについては、法第73条の18第3項の規定に基づき都道府県に通知することが可能であることから、都道府県は、不動産取得税の課税事務における不動産の取得の事実の把握にあたり、必要に応じ、当該データの提供について市町村と協議していただきたいこと。また、市町村は都道府県から協議があった場合、可能な限り当該データの提供に努めていただきたいこと。

なお、このことについては、「地方税法第382条に基づく登記所からの通知に係る電子データの不動産取得税の課税事務への利用について」（令和元年12月27日付け総税固第49号総務省自治税務局固定資産税課長通知）及び上記の令和元年12月27日付け総税固第48号総務省自治税務局固定資産税課長通知により別途通知していること。

(5) 消費税率（国・地方）の引上げに伴う対応等について

令和元年10月1日に消費税率（国・地方）が引き上げられ、併せて軽減税率制度も導入された。今回の消費税率の引上げは、地方の社会保障の充実や安定化、地方財政の健全化に寄与するものであり、引き続き、税率引上げの意義や軽減税率制度等について、国民にわかりやすく、丁寧に説明を行っていく必要がある。

また、軽減税率制度については、令和5年10月1日に適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が導入されることとされている。

これらを踏まえ、消費税率の引上げに伴う対応等については、特に以下のことにご留意いただきたいこと。

① 広報の実施等

庁内関係部局等と連携し、政府広報室作成の広報素材、当省作成の事業者向けチラシ及び国民向けポスターなどを活用した広報、政府広報キャンペーンサイトの周知、各地方団体における独自の広報・周知等を、引き続き、積極的に実施していただきたいこと。

また、軽減税率制度等に関して、事業者や住民から問合せ等があった際には、関係府省庁等の相談窓口を案内するなど、適切に対応していただきたいこと。

なお、軽減税率制度導入後においても、事業者が消費税の適切な申告を行えるよう、税務署等が記帳指導等の説明会を開催しているので、管内事業者への開催周知等につき、引き続き、ご協力いただきたいこと。

② 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について

消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、その円滑な転嫁が図られることが重要であること。

転嫁対策については、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）及び「消費税率（国・地方）の引上げについて」（平成25年10月1日付け総務都第74号総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、各地方団体において、転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報、転嫁に関する事業者や住民からの質問・相談への対応などに、引き続き、積極的に取り組んでいただきたいこと。

また、「『消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）』の広報・周知等について（依頼）」（平成30年12月21日付け総務都第67号総務省自治税務局都道府県税課長通知）において、管内事業者等に対する「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」の広報・周知等について依頼したところであるが、商工担当部局等の庁内関係部局と連携の上、引き続き、ご協力いただきたいこと。

③ 地方団体が事業者の立場として必要となる対応等

軽減税率制度への対応（区分経理の実施、区分記載請求書等の発行、インボイス制度対応のための準備等）のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に関して、公的部門において、消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為が生じることのないよう、調達等契約事務の適切な運用、税率引上げに伴う影響額の歳出予算への適切な計上等について、引き続き、庁内関係部局等への周知、連携等にご留意いただきたいこと。

④ その他地方消費税に係る事項

ア 引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが地方税法上明記されており、各地方団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の用途の明確化について」（平成26年1月24日付け総務都第2号総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において明示することにより議会に対しその用途を明らかにするとともに、住民に対しても周知することが適当であること。

なお、令和2年度においては、引上げ後の経過措置として、地方消費税収のうち、引上げ分の割合が21分の11、従来分の割合が21分の10とされていること。

イ 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大として、地方団体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進することとしているのでご配慮いただきたいこと。

(6) 平成30年度税制改正における給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除への10万円の振替により、令和2年分の所得税及び令和3年度分の個人住民税から、税負担は増加しない者であっても、総所得金額等及び合計所得金額が増加する場が生じうることとなる。このため、これらの額を活用している社会保

障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省における対応を踏まえ、社会保障制度等担当部局と連携して適切に対応いただきたいこと。加えて、各地方団体において独自に実施している制度においても、同様に適切に対応いただきたいこと。

- (7) 新たな在留資格の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が平成31年4月から施行されたことにより、今後さらに外国人労働者数の増加が見込まれることを踏まえ、適切な納税が行われるよう、管内の事業者に対して、従業員からの特別徴収の適切な実施、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人制度について、より一層の周知を図っていただきたいこと。

また、外国人労働者の転入等の手続きの機会に、これらの制度も含め、円滑な納税に資する情報提供に取り組んでいただきたいこと。総務省としても、外国人労働者及び外国人労働者を雇用する特別徴収義務者に個人住民税や特別徴収等の制度内容をより一層理解していただくため、当該制度内容を記載した広報素材の提供を予定しているため、各地方団体において、積極的に広報に取り組んでいただきたいこと。

- (8) ふるさと納税については、今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するため、各地方団体においては、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組やふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めていただくことが重要であること。

ふるさと納税指定制度下においては、各指定基準について、申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて適合する必要があるため、各地方団体は、自団体が取り扱う返礼品等が各指定基準に適合していることを、常に、確認していただきたいこと。

- (9) 地方のたばこ税については、平成30年度税制改正において、たばこ税の税率引上げ等が行われたことにより、平成30年度から令和3年度にかけて、段階的に税率を引上げることにしていること。これに伴い、令和2年10月1日及び令和3年10月1日に、製造たばこを販売するため一定数量以上所持する者に対して、国と地方が協力しながら手持品課税を行うことにしていること。

また、平成30年度税制改正において加熱式たばこの課税方式の見直しが行われ、平成30年度から令和4年度までの各10月1日に5段階で実施することとしていること。

- (10) 令和3年度固定資産の評価替えについては、「令和3年度固定資産の評価替

えに関する留意事項について」(令和元年5月20日付け総税評第2号総務省自治税務局資産評価室長通知)で示している内容を踏まえた上で、その事務が円滑に進められるよう、適切に対応されたいこと。

- (11) 都市計画税は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

なお、通常国会に提出予定である「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」において、老朽化した都市計画施設の改修を進めるため、都市計画施設の改修事業について、立地適正化計画に基づく都市計画事業の認可みなし制度を創設する予定であり、この場合、当該改修に要する費用について、都市計画税を充てることができるものとなること。

- (12) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

- (13) 令和元年度においても、令和元年台風第15号及び第19号など災害が多く発生したところであるが、今後とも、災害が発生した場合には、被害の実態を踏まえて、地方税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置について、迅速かつ適切な対応を図るよう努めていただきたいこと。

- (14) 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮していただきたいこと。

- (15) 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、適正かつ公平な税務執行に努めていただきたいこと。

- (16) 悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要がある一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。
- また、納税相談等の地方税に関する各種相談については、相談機会の充実及び手法の多様化を推進していただきたいこと。
- (17) 滞納整理などの徴収事務においては、関連法令等に関する専門的な知識や経験の蓄積が求められるが、行革の推進等により地方団体の税務職員数は減少傾向にあることから、税務職員が研修を受講する機会の充実に加え、広域連合や一部事務組合等の仕組みを活用した広域的な連携により徴収事務を共同処理すること等も併せて検討することが求められること。
- (18) 税務行政においては、個人情報への誤った取扱いにより、納税者に損害や不利益を与えることがないように、地方税の賦課徴収に関する個人情報の取扱いに万全を期していただきたいこと。その際には、納税者の住所や家族等に関する情報など、当該団体内の他の部署が主として取得・保有し、税務当局においても活用している情報についても、その取扱いに万全を期していただくとともに、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための適正な事務執行の徹底について（周知）」（令和元年6月27日付け自治税務局企画課事務連絡）を踏まえ、適正な事務執行を行っていただきたいこと。
- (19) 租税の役割や納税の意義等について児童・生徒や地域住民の理解を深めるための租税教育については、関係機関との連携や地域の実情に応じた独自の取組等、引き続き、その充実に向けた取組を推進していただきたいこと。